

事務連絡
令和5年7月28日

各バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
理事長 石指雅啓

令和4年度以降の実績年度を使用する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の
上限認可に関する取扱いについて

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記につきまして、今般、国土交通省自動局旅客課バス事業活性化調整官より通知がありました。

令和3年度を実績年度とする運賃改定の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限認可に関する取扱いについて」(令和4年7月29日付事務連絡)により、事業者ごとにコロナ禍からの需要回復推計書類の作成が求められていましたが、令和4年度を実績年度とする申請から廃止されますので、貴協会におかれましても、その旨了知されるとともに、貴協会傘下乗合事業者に対し周知方よろしく願いいたします。

担当:業務部 松浦

TEL:03-3216-4014